

2021年4月30日

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うウルグアイ政府の新たな措置

● 4月28日、ウルグアイ政府は新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、3月23日に発表した新たな措置の適用期間を5月16日まで延長し、また、教育機関において段階的に出席型授業を再開する旨発表しました。詳細は以下のとおりです。

<措置>

- (1) 必要不可欠なサービスを除き官公庁を閉鎖。「必要不可欠なサービス」に該当する業務内容の範囲は各省庁の判断に委ねる。
- (2) アマチュア・スポーツの実施を中止とし、ジムを閉鎖。
- (3) 公共の催しを中止。
- (4) 国境地帯のフリーショップを閉鎖。
- (5) バー、レストランの営業は衛生規定を厳守した上で深夜0時まで。
- (6) イベントやパーティーを中止。
- (7) サルト県及びパイサンドゥ県の温泉施設を閉鎖。

<教育機関における段階的な出席型授業の再開>

5月3日より教育機関における出席型授業を段階的に再開する。授業再開は衛生状況を十分管理した上で実施し、感染状況によっては延期も検討する。

○ 5月3日：教師1名の地方部の小学校での出席型授業を再開する。対象となる生徒は約6千人。

○ 5月10日：生徒数50名以下の地方部の小・中学校及び0歳から5歳の児童を対象とする全国の公立・私立機関での出席型授業を再開する。対象となる生徒は約20万人。

○ 5月18日：地方部の全ての小・中学校及びモンテビデオ県及びカネロネス県を除く全国の小学校1年生から3年生の出席型授業を再開する。モンテビデオ県及びカネロネス県については最も弱い立場にある児童への支援を目的とした「Aprender プログラム」に認定されている小学校の1年生から3年生のみを対象とする。対象となる生徒は約11万2千人。